

第2乙訓ひまわり園（指定生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人向陵会（以下「事業者」という。）が設置する第2乙訓ひまわり園（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者に対して、どんなに障害が重くても日中の活動を保証し、日常生活支援を提供するとともに創作的活動又は生産活動等の活動の機会を通じて、利用者が地域での自立した生活を営むことができるよう、必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、利用者の主体性・自主性を持った社会的に豊かな生活ができるプログラムと社会参加促進を旨とした支援を積極的に行うものとする。

3 指定生活介護の実施に当たっては、地域生活を重んじ、住居に近い環境の中で地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、支給決定を受けた利用者からの利用希望に真摯に対応するものとし、利用定員に達している場合、伝染病に罹っている場合、人員体制等から適切な支援の提供が困難な場合をのぞき、正当な理由なく、指定生活介護の提供を拒まないものとする。

5 事業所は、指定生活介護の利用について市町村または相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

6 事業所は、提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

7 指定生活介護の運営にあたっては、地域住民または、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

8 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

9 前8項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく「指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）等の関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 第2乙訓ひまわり園

(2) 所在地 京都府向日市上植野町五ノ坪13番地1

(職員の職種及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 医師 1名以上(嘱託)

医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 生活支援員 13名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定員を超えその他の職員を置くことができる。

3 職員の資質向上のため、必要に応じて研修の機会を設ける。

(定員)

第5条 事業所の利用定員は、40名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日、年度初めに指定した休園日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日、年度初めに指定した休園日を除く。

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、向日市、長岡京市、大山崎町のほか、京都市南区、伏見区、西京区の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(主たる対象とする障害の種類)

第8条 事業所において、指定生活介護を提供する主たる対象者は知的障害者とする。

(指定生活介護の内容)

第9条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画（生活介護計画）の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 入浴又は清拭
 - (4) 身体等の介護
 - (5) 生産活動
 - (6) 創作的活動
 - (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - (8) 生活相談
 - (9) 健康管理
 - (10) 訪問支援
 - (11) 送迎サービス
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (11) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(工賃の支払等)

第10条 事業所は、指定生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 事業所が指定生活介護を提供した際は、利用者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際には、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 特別な外出に伴う利用者本人の費用
 - (2) 利用者の趣味・嗜好等により必要となる費用
 - (3) 利用者の健康診断、歯科検診の検査費及びインフルエンザ等予防接種費用
 - (4) 実習時交通費
 - (5) その他当該金銭の用途が直接通所者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払いを求めることが適当であるもの。

- 4 前項に定める金銭の支払いを求める際には、当該金銭の用途及び額、並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く）から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、令第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業所は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、事業所内に掲示する等周知するものとする。
- 2 提供した指定生活介護に関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応)

- 第18条 現に指定生活介護の提供を行っているときに事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町等に連絡を行う。
- 2 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。
 - 3 利用者の様態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関等への緊急搬送措置等を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第20条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第21条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

- (1) 協力医療機関 済生会京都府病院

(利益供与等の禁止)

第22条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(職場におけるハラスメントの防止)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律制度に係わる手続き規程の遵守)

第24条 入所又は退所に際しては、当該事業の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下「障害福祉サービス受給者証記載事項」という。)を、利用者の障害福祉サービス受給者証に記載し、障害福祉サービス受給者証記載事項を延滞なく市町村に対し報告するものとする。

2 市町村から生活介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該生活介護給付費の額を通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって生活介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

2 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日変更）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日改正）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。